

依頼者見舞金制度実施規則

(平成二十九年三月十六日規則第百八十号)

改正 平成二十九年 七月二〇日

同 二十九年 九月一日

令和 三年 六月一日

(趣旨)

第一条 この規則は、依頼者見舞金制度に関する規程（会規第百三号。以下「規程」という。）第二条第一項、第三条第二項第八号、第五条第四項第五号、第六条第一項第四号、第七条、第十二条第二項及び第十五条並びに弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る依頼者見舞金制度に関する規程（会規第百十四号。以下「共同法人規程」という。）第二条第一項、第三条第二項第八号、第五条第四項第五号、第六条第一項第四号、第七条、第十二条第二項及び第十五条の規定に基づき、規程及び共同法人規程の実施のために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、規程及び共同法人規程において使用する用語の例による。

(依頼者に準ずる者)

第三条 規程第二条第一項及び共同法人規程第二条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 依頼者が依頼した法律事務に関し、依頼者に代わり、財産を預託した者
- 二 弁護士が次のイからニまでに掲げる者に選任された場合における、当該イからニまでに定める者
  - イ 国選弁護士 被疑者及び被告人
  - ロ 国選付添人 少年
  - ハ 国選被害者参加弁護士 被害者参加人
  - ニ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十条第三項の規定により裁判所が付する付添人 同法第二条第二項に規定する対象者
- 三 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）が次のイからヌまでに掲げる者に選任された場合における、当該イからヌまでに定める者

- イ 後見人 被後見人
- ロ 後見監督人 被後見人
- ハ 保佐人 被保佐人
- ニ 保佐監督人 被保佐人
- ホ 補助人 被補助人
- ヘ 補助監督人 被補助人
- ト 不在者 財産管理人 不在者
- チ 遺産管理人 相続人及び受遺者
- リ 相続財産管理人 相続人及び受遺者
- 又 遺言執行者 相続人及び受遺者
- 四 弁護士が第二号イからニまでに掲げる者に選任された場合及び弁護士、弁護士法人又は共同法人が前号イから又までに掲げる者に選任された場合における、当該第二号イからニまで及び前号イから又までに定める者に代わり、財産を預託した者

(支給の申請)

第四条 規程第三条第二項第八号及び共同法人規程第三条第二項第八号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象行為をした者が対象行為をした当時所属していた法律事務所の名称及び所在場所
- 二 対象行為をした者が対象行為をした当時所属していた弁護士会（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、当該イからハまでに定める弁護士会）
- イ 対象行為をした者が対象行為をした当時所属していた弁護士会が分からないとき 対象行為をした者が現に所属する弁護士会
- ロ イに規定する場合において、対象行為をした者が弁護士でなくなつたとき 対象行為をした者が最後に所属した弁護士会
- ハ 弁護士法人又は共同法人の依頼者等である対象被害者又はその承継人において対象行為をした者が分からないとき 当該弁護士法人又は共同法人の法律事務所が所在する地域の弁護士会（その地域内に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人又は共同法人が所属する弁護士会）

(通知すべき事項)

第五条 規程第六条第一項第四号及び共同法人規程第六条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象行為をした者が対象行為をした当時所属していた法律事務所の名称及び所在場所

二 依頼者見舞金の支給の申請をすべき弁護士会

(公告の媒体)

第六条 規程第七条及び共同法人規程第七条の規則で定めるものは、本会のウェブサイトをとする。

(調査を行うことができる事務局員)

第七条 規程第十二条第二項及び共同法人規程第十二条第二項の規則で定める事務局員は、弁護士である事務局員とする。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則 (平成二十九年七月二〇日改正)

第三条第三号チからヌまで及び第四号の改正規定は、平成二十九年七月二十日から施行する。

附則 (平成二十九年九月一五日改正)

第四条第三号の改正規定は、平成二十九年九月十五日から施行する。

附則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第一条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)